

# 称号授与取扱要領

## (目的)

この要領は、公益社団法人日本全職業調理士協会称号授与規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、称号の授与にかかる手続き等について定めることにより、授与が円滑に行われることを目的とする。

## (称号授与の資格)

- 1 規程第3条第1号の錬匠に該当する調理師は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 調理技能士の資格を取得後、10年以上が経過した者
  - (2) 優秀技能を事由として、厚生労働大臣表彰を受賞した者（都道府県知事表彰を含む）
  - (3) 全技連マイスターの認定者（都道府県知事の卓越技能者を含む。）
  - (4) 調理従事歴20年以上の者で、前号と同等の技術を有すると認められる者
- 2 規程第3条第2号の範匠に該当する調理師は、錬匠を授与された後、引き続き10年以上にわたり調理に従事した者であって、錬匠授与者と比較して、技術の進歩、発展又は拡大が顕著に認められる者とする。ただし、範匠授与者出るまでの間は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 優秀技能を事由として、叙勲、褒章を受賞した者
  - (2) 厚生労働大臣が卓越した技能者として表彰した者
  - (3) 調理従事歴30年以上の者で、前号と同等の技術を有すると認められる者

## (推薦の手続き)

- 1 規程第4条第1項による推薦は、様式1により行うこととする。
- 2 規程第4条第3項による提案は、様式2により行うこととする。

## (授与者の公表)

称号を授与した者は、当協会の機関誌により公表するものとする。ただし、本人が公表を拒んだときは公表しないことができる。

## (実施日)

この要領は、平成27年11月1日から実施する。